

令和8年熊本地震被害に伴う災害ごみの収集等について（第2報）

この度の地震被害に伴う災害ごみの収集等について、以下のとおり災害ごみに関する特別収集を行います。

1. 地震で被害を受けたごみの収集について

① 【45ℓの袋に入る大きさのごみ】

○燃えるもの・燃えないものに分けて、45ℓ以下の透明ごみ袋に入れて、普段ご利用のごみステーションに通常のごみとは分けて出してください。

災害ごみの収集期間：
7月29日（水）～



② 【大型ごみ】、【家電4品目】

（たんす、食器棚など）（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）

○大型ごみ、家電4品目についても、地震で被害を受けたものに限り、事前にごみゼロコールに申し込みをしていただくことで、無料で回収を行います。
（大型ごみ処理券は不要）

ごみゼロコール

☎ 0570-00-5374

受付時間

月曜日～土曜日（祝日含む）の
午前8時30分～午後5時00分

申込受付期間： 7月29日（水）～

※お電話が繋がりにくい場合は時間を置いてお掛け直しください。
オペレーターに繋がるまでは料金は掛かりません。

2. 通常のごみ（地震が原因でないごみ）について

○通常のごみは、通常通りのごみ出しルールで
ごみステーションにお出してください。

○ごみカレンダーに従いそれぞれの収集日に出してください。

裏面につづく

3. 地震被害を受けたごみの処理手数料の減免について

令和 8 年 7 月 29 日 8 時 30 分から、地震により発生した災害ごみ（災害が直接起因して発生したごみに限る）を市の処理施設に搬入する際の廃棄物処理手数料を減免（免除）します。

対象となるもの

地震により壊れたり被害を受けたごみで、熊本市内で発生したもの。

※リサイクルできないもので、市のごみ処理施設で受け入れられるもの。

※事業所から出た災害ごみの手続きは、家庭ごみと一部異なります。

申請窓口・問合せ先

・災害廃棄物に関する問合せは下記をお願いします。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 廃棄物計画課 | 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 7 階（電話：096-328-2359） |
| (2) 中央区役所総務企画課 | 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号（電話：096-328-2610） |
| (3) 東区役所総務企画課 | 熊本市東区東本町 16-30（電話：096-367-9121） |
| (4) 西区役所総務企画課 | 熊本市西区小島 2 丁目 7-1（電話：096-329-1142） |
| (5) 南区役所総務企画課 | 熊本市南区富合町清藤 405-3（電話：096-357-4112） |
| (6) 北区役所総務企画課 | 熊本市北区植木町岩野 238-1（電話：096-272-1112） |

臨時窓口

[ごみ焼却施設]（被害を受けたごみのうち燃えるものの持ち込み先）

- | | | |
|------------|-------------------------|-------------------|
| (7) 東部環境工場 | 熊本市東区戸島町 2570 番地 | （電話：096-380-8211） |
| (8) 西部環境工場 | 熊本市西区城山薬師 2 丁目 12 番 1 号 | （電話：096-329-0900） |

[埋立施設]（被害を受けたごみのうち燃えないものの持ち込み先）

- | | | |
|--------------|-----------------|-------------------|
| (9) 扇田環境センター | 熊本市北区貢町 1567 番地 | （電話：096-245-2696） |
|--------------|-----------------|-------------------|

※ 上記申請窓口・問合せ先の(1)～(6)は月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、
(7)～(9)は月曜日～土曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

減免申請に必要なもの

- (1) リ災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
- (2) 持ち込む廃棄物の写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】
- (3) 委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】

※申請手続きを、リ災された本人や事業者の代わりに、代理人（片付けを手伝わられている友人やごみ収集運搬業者等）が行う場合に必要

【お問合せ先】

熊本市 廃棄物計画課
電話：096-328-2359
担当課長：谷山 祐喜